

「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関する プロジェクトチーム」報告書の概要（平成28年3月17日）

預保納付金事業の見直し

奨学金事業

- 現行
 - 無利子貸与、返済期間は30年以内
 - 貸与対象は高校生から大学院生
 - これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生の数は低調
 - ⇒ [要望] 貸与制から給付制へ変更すべき

✓ 貸与制から給付制へ移行

・給付水準

- 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準

| | |
|---|----------------------------|
| 月 | 大学生 : 5万円、大学院生 : 5万円、 |
| 額 | 高校生 : 2.5万円(私立)、1.7万円(国公立) |
- 入学時に一時金を支給(大学生は30万円)

・受給資格

- 犯罪被害者等の子供(高校生から大学院生)であって、学費の支弁が困難となった者

団体助成事業

- 現行
 - 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業(ファンドレイジング担当者の雇用等)
 - 資機材を整備する事業(相談室の資機材の調達等)
 - 相談・面談等により、支援の充実を図る事業
 - 相談員等の人件費は助成対象外
 - ⇒ [要望] 支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に關し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

✓ 相談員の育成に対する助成

・既存の支援体制への支援

- 相談員の育成費(雇用経費)を助成対象に追加

・新たな相談受理体制への支援

- 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用(雇用経費)を助成

犯罪被害者等の支援の一層の充実

(注) 上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続